

広島中央エコパーク整備事業
(高効率ごみ発電施設建設・運営)

落札者選定基準書

【平成28年9月変更版】

平成28年4月

広島中央環境衛生組合

広島中央環境衛生組合（以下「組合」という。）は、平成28年4月19日付広島中央環境衛生組合告示第7号に係る「広島中央エコパーク整備事業（高効率ごみ発電施設建設・運営）」（以下「本事業」という。）についての総合評価一般競争入札を行います。

組合では、今後の一般廃棄物の処理に係る方針として、既存の焼却施設の老朽化及び最終処分場の埋立完了見込み等から、「平成32年度までに外部委託業者の活用を含めて最終処分量ゼロに向けた新たなごみ・し尿処理システムの構築の実現」を目指しています。

施設の建設及び運営に当たり、次のとおり「広島中央エコパーク構想」を策定するとともに、「施設の基本方針」を定め、新たなごみ・し尿処理システムの構築と快適に暮らせるまちの実現を目指すものとします。

広島中央エコパーク構想

＜基本理念 ～快適に暮らせるまちの実現～＞

「高効率ごみ発電施設」と「汚泥再生処理センター」を中核施設として周辺地域の活性化や賑わいを創出する

基本理念の実現

- 資源循環・エネルギー利用に優れた施設として整備
⇒ 処理物全ての再資源化・処理時の熱による発電
- 災害対応・防災拠点を担う施設として整備
⇒ 災害時の避難場所、災害廃棄物の速やかな処理
- 環境学習の拠点となる施設として整備
⇒ 処理施設と管理棟内の学習スペースでの研修等
- 自然と地域を融合した施設として整備
⇒ 旧山陽道（西国街道）との連結による自然散策

＜広島中央エコパークのイメージ＞

- 子供から高齢者までが幅広く、気軽に環境について学べる施設
- 災害時の避難場所としての機能を併せ持ち、かつ災害からの早期復旧に貢献できる施設
- だれもが気軽に集い、楽しみながら健康づくりにつながる施設
- 地域住民や市民の交流の場となる施設
- 憩いや自然と触れ合う場として楽しみ、自然エネルギーや余熱を利用した魅力ある施設

施設の基本方針

本施設は、広島中央エコパーク構想の実現に向けての根幹となる施設であり、その建設・運営においては、次の方針で進める計画としている。

【安全・安心の確保】

廃棄物処理体制を充実させ、住民の安全・安心を確保する。

- ・将来に渡って安定的な稼働が可能な仕組みを構築する。
- ・ダイオキシン類等の有害物質の低減を図る。
- ・事故対策及び耐震性・耐久性を万全にし、長期安定稼働が可能な施設とする。

【環境負荷の低減】

自然環境・生活環境に配慮し、環境への負荷を低減する。

- ・可能な限り自然環境・生活環境への負荷を低減する施設とする。
- ・資源循環、エネルギー回収及び利用に優れた省エネルギー化施設とする。

【計画的な財政運営】

財政負担の軽減に努め、計画的な財政運営の中で進める。

- ・限られた財源の中でも確実に廃棄物処理ができるようコストの低廉化を図る。
- ・敷地内の他施設と連携し、合理的で無駄のない施設の整備・運営を行なう。

この「広島中央エコパーク整備事業（高効率ごみ発電施設建設・運営）落札者選定基準書」（以下「落札者選定基準書」という。）は、総合評価一般競争入札による落札者の選定に当たり、応募者から提出される事業提案を客観的に評価するための審査項目及び方法等を示すとともに、上記基本方針の達成のため、組合が応募者の事業提案に期待している具体的な内容を示すものであり、「広島中央エコパーク整備事業（高効率ごみ発電施設建設・運営）入札説明書」（以下「入札説明書」という。）と一体のものです。

< 広島中央エコパーク整備事業（高効率ごみ発電施設建設・運営）落札者選定基準書 目次 >

I. 落札者選定の手順	1
II. 入札参加資格の審査	2
1. 入札参加資格の審査	2
2. 入札参加資格の喪失	2
III. 優秀提案者の審査及び選定	3
1. 基礎審査	3
2. 技術（非価格）要素審査	3
3. 価格要素審査	4
4. 総合評価	5
IV. 落札者の決定	6
V. その他失格要件	6
VI. 入札の延期、中止など	6
別紙 総合評価の審査について	7
1. 総合評価の審査項目と配点	7
2. 技術（非価格）要素審査における点数化方法	11
3. 価格審査における点数化方法	11
4. 総合評価点の算定方法	11

I. 落札者選定の手順

落札者を選定するため、図1に示す手順で総合評価一般競争入札を実施します。

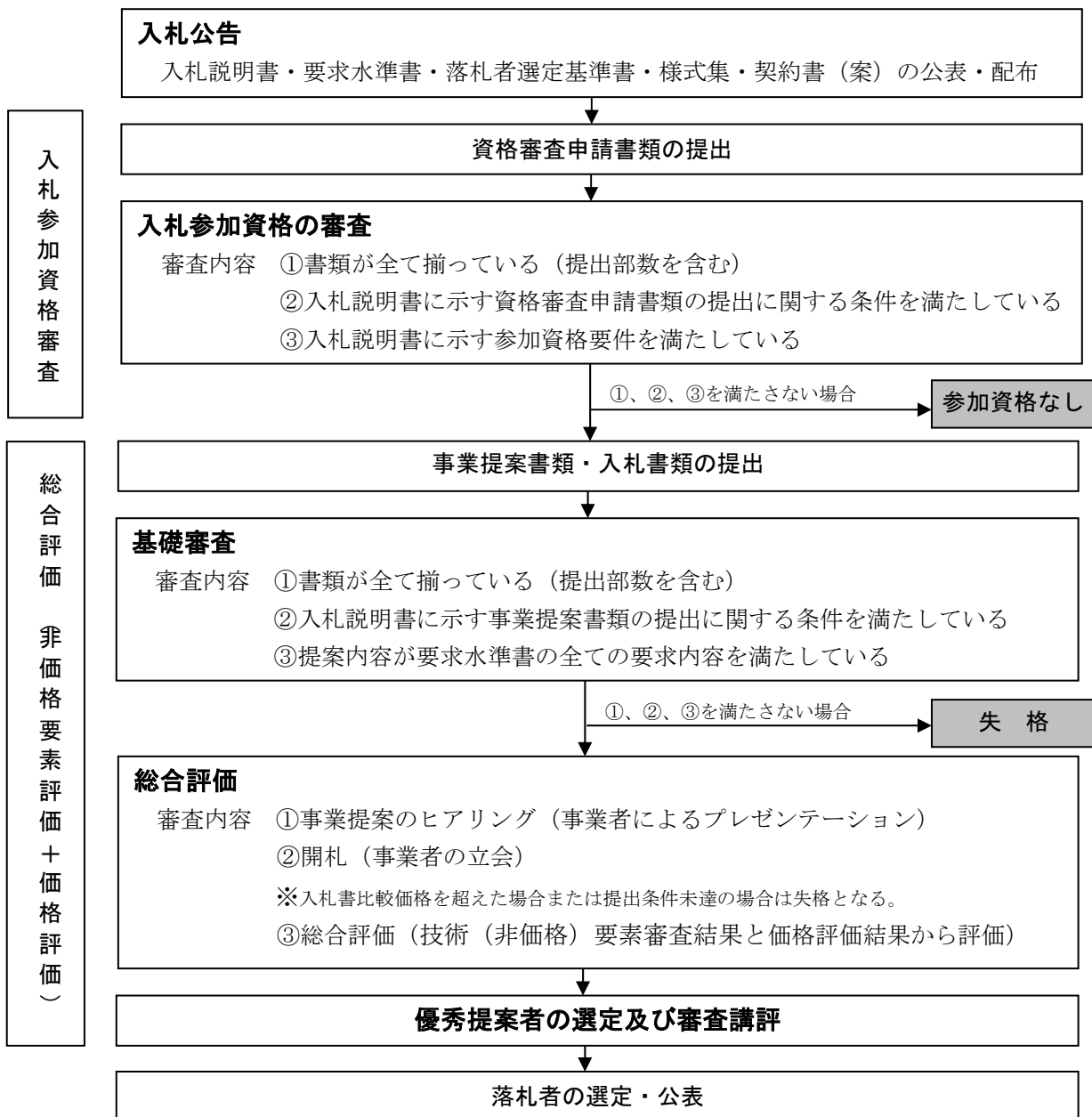


図1 落札者選定の手順

II. 入札参加資格の審査

1. 入札参加資格の審査

組合は、応募者より提出された資格審査申請書類が、次の(1)～(3)の条件を満たす応募者について参加資格を有するものとします。

なお、入札に参加できる応募者は、参加資格要件を満たすことが確認された応募者のみとし、参加資格要件を満たすことが確認されなかった応募者は参加することができません。

- (1) 提出書類が、全て揃っていること。(提出部数を含む。)
- (2) 応募者が「入札説明書 Ⅲ 3 (1) 資格審査申請書類の提出」に示した提出書類を期限内に決められた方法で提出していること。(各様式の記載要領にしたがってください。なお、押印の不備の場合は参加資格がないものとします。)
- (3) 応募者が「入札説明書 Ⅲ 4 応募者の参加資格要件」に示した要件を満たすこと。

2. 入札参加資格の喪失

入札参加資格の審査を通過した応募者が、資格審査申請書類の受付期間の最終日から落札者の決定の日までの間に、入札参加資格要件を喪失したときは、入札参加資格を取り消し、組合より書面にて通知します。

また、次の(1)又は(2)に該当する場合は、応募者変更申請書(第2-14号様式)と合わせて資格審査申請書類を組合に提出し、本事業の円滑かつ確実な履行に支障がないと組合が認めた場合は、入札参加資格は引き続き有効とします。

なお、落札者となった者が事業契約締結までの間に、入札参加資格要件を喪失したときは、組合の判断により契約締結しないことがあります。

- (1) 事業提案の受付の最終日までにグループ内の法人のいずれかが入札参加資格を喪失し、当該法人以外の法人のみでグループを再編成する、若しくは新たな法人を加え、グループの再編成を行う場合。
- (2) 事業提案の受付の最終日から落札者の決定の日までの間に、代表企業を除くグループ内の法人が入札参加資格を喪失し、当該法人以外の法人のみでグループを再編成する、若しくは新たな法人を加え、グループの再編成を行う場合。

なお、入札参加資格を喪失した法人が、当該グループの代表企業であった場合は、当該応募者の入札参加資格を取り消すものとする。

Ⅲ. 優秀提案者の審査及び選定

1. 基礎審査

組合は、応募者より提出された事業提案書類を確認し、次の(1)～(3)の条件を満たさない応募者を失格とします。

- (1) 提出書類が、全て揃っていること。(提出部数を含む。)
- (2) 応募者が「入札説明書 Ⅲ 6 (1) 事業提案書類・入札書類の提出」に示した提出書類を期限内に決められた方法で提出していること。(各様式の作成要領にしたがってください。なお、押印の不備の場合は、失格とする。)
- (3) 提案内容が要求水準書の全ての要求内容を満たしていること。(要求水準に関する誓約書の確認を含む。)

2. 技術（非価格）要素審査

技術（非価格）要素の審査は、広島中央環境衛生組合一般廃棄物処理施設整備総合評価審査委員会（以下「総合評価審査会」という。）において行います。

(1) 事業提案に関するプレゼンテーション及びヒアリングの実施

総合評価審査会は、事業提案書類・入札書類を提出した応募者を対象に事業提案書類に関するプレゼンテーション及び技術ヒアリングを次のとおり実施します。

- ① プレゼンテーション及び技術ヒアリングは、平成28年12月を予定していますが、実施日時、実施場所、実施方法など詳細については、別途通知します。
- ② 実施内容は、応募者の事業提案書類に関するプレゼンテーション及び質疑応答とします。

(2) 技術（非価格）要素審査

総合評価審査会は、事業提案に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施した後、「別紙2. 技術（非価格）要素審査における点数化方法」に基づき、事業提案書類に記載された内容のうち、要求水準書等の水準を超える部分に対して評価を行い、技術（非価格）要素の評価の点数（以下「技術（非価格）要素評価点」という。）を決定します。

3. 価格要素審査

(1) 開札

開札は、応募者（代表者又は代理人）が立ち会いのうえで実施します。また、総合評価審査会が同席のもとで実施します。

(2) 入札書比較価格との比較

組合は、入札書類の開封時において、応募者が提出した入札書の入札金額が入札書比較価格を超えていないか確認し、入札書比較価格を超えた入札書は無効とします。

結果として、応募者を失格とします。

(3) その他の失格要件

組合は、応募者より提出された入札書類を確認し、次の①～⑪のいずれかに該当するときは、入札書類は無効とします。

結果として、応募者を失格とします。

- ① 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- ② 委任状を持参しない代理人のした入札
- ③ 記名・押印を欠く入札
- ④ 金額を訂正した入札
- ⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- ⑥ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑦ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑧ 入札書比較価格を超える価格の入札
- ⑨ 入札書類の提出が重複した入札
- ⑩ 内訳書（第3-3-2号様式～第3-3-5号様式）を提出せず、又は内訳書の記載事項に不備があった者の入札。ただし、優秀提案者とならなかった者のした入札については、この限りではない。
- ⑪ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 価格評価点の算定

組合は、「別紙 3. 価格審査における点数化方法」に基づき、入札書比較価格以下の入札書に対して価格評価の点数（以下「価格評価点」という。）を算定します。

4. 総合評価

(1) 総合評価点の算定

組合は、総合評価審査会が決定した技術（非価格）要素評価点と算定した価格評価点から「別紙 4. 総合評価点の算定方法」に基づき、応募者の総合評価点を算定します。

(2) 優秀提案者の選定

総合評価審査会は、総合評価点を確認し、優秀提案者（落札候補者）を選定します。

なお、最も高い総合評価点（同点）を獲得した応募者が2者以上あるときは、技術（非価格）要素評価点が高い者を優秀提案者（落札候補者）に決定します。技術（非価格）要素評価点も同点の場合は、当該者にくじを引かせて順位を決定します。当該者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない組合職員が代わりにくじを引き、順位を決定します。

IV. 落札者の決定

組合は、総合評価審査会で選定された優秀提案者（落札候補者）が本事業を実施するに相応しいと判断した場合、落札者として決定します。また、落札者の決定後、落札者及び審査結果を取りまとめて公表します。

V. その他失格要件

前章までの規定に係わらず、次の(1)から(4)のいずれかに該当することが確認された場合は、失格とします。

- (1) 資格審査申請書類、事業提案書類・入札書類等の応募者が本入札に関して組合に提出した書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 著しく信義に反する行為をした場合
- (3) 関係者（広島中央環境衛生組合一般廃棄物処理施設整備総合評価審査委員会の委員を含む。）に対する工作など不当な活動を行ったと認められる場合
- (4) その他、落札者となることに相応しくないと判断した場合

VI. 入札の延期、中止など

組合が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがあります。その場合、応募者は損害賠償等の請求はできません。

なお、入札参加者が1者の場合であっても、本入札は成立するものとします。

別紙 総合評価の審査について

1. 総合評価の審査項目と配点

総合評価は、技術（非価格）要素審査及び価格審査について行います。技術（非価格）要素の評価と価格評価の配点は、次のとおりとします。

総合評価の審査項目は、組合及び総合評価審査会が応募者の提案に期待している事項であり、配点はその重みを示すものです。

評価の視点は、「定量比較」に加え、「妥当性」、「信頼性」、「具体性」、「緻密性」、「実現性」、「利便性」、「実施効果(期待度)」、「わくわく感」から評価します。

項目	大項目	中項目	小項目（提案を求める項目）	配点	
非 価 格 要 素 審 査	広島中央エ コ パ ー ク 構 想 の 実 現 (26点)	広島中央エコパーク 構想実現の考え方	①課題認識と対処方法 ②建設/運営を一括で行う上での提案	1	
		資 源 循 環・エネ ルギー 利用 に優れた 施設とし ての取組 み	資 源 循 環・エネ ルギー 回収	①資源化率と安定/増加施策 ②売電量と増加施策（発電量・発電効率と安定/増加 施策、電力消費量削減施策） ③その他自然エネルギー使用提案（太陽光、風力等）	3
			環 境 負 荷低減	①省エネルギー機器の使用内容と効果 ②温室効果ガス発生量と削減策 ③雨水・地下水利用先と利用量	3
			公 害 防 止性能	①公害防止の考え方/要監視基準値と遵守方策 ②周辺地域への配慮	3
		災 害 対 応・防 災 拠 点 を 担 う 施 設 と し て の 取 組 み	①災害廃棄物の処理計画/想定処理期間 ②避難場所としての機能 ③その他災害時の協力内容（災害拠点への対応）	3	
		環 境 学 習 の 拠 点 と な る 施 設 と し て の 取 組 み	①学習メニュー/体感・体験学習（内容、工夫点等） ②設備の設置と更新、陳腐化対策 ③環境学習上での汚泥再生処理センター（別事業） との連携/協力提案	3	
		自 然 と 地 域 を 融 合 し た 施 設 と し て の 取 組 み	自 然 / 地 域 融 合 計 画	①空間・緑化計画（連携計画）※多目的広場、旧山 陽道（西国街道）含む。 ②四季折々を楽しめる植樹帯と散策コース ③地元貢献メニュー（イベント及び回数、市民等の 施設利用提案（エリア）等） ④地域住民や市民の交流のための提案	2
			意 匠 計 画	①景観デザイン（イメージ図または鳥瞰図）、建屋高 さ、意匠 ②エントランスデザイン ③意匠/デザイン上での汚泥再生処理センター（別事 業）との調和提案	2

項目	大項目	中項目	小項目（提案を求める項目）	配点	
技術 非 価 格 ） 要 素 審 査	広島中央エコ パーク構想の 実現 (26点)	最終処分量ゼロシ ステム	①全体処理フロー ②最終処分の有無と発生量 ③ゼロシステム実績 ④自前処理度と外部依存度低減策	3	
		最終処分量ゼロシ ステムの長期実現 のための受入計画 及びリスク回避策	①受入困難物の品目(品目数)と混入防止/早期発見 計画 ※関連設備を含む。 ②資源物等の長期引取り保証 ③最終処分発生リスク想定と低減/回避 ④処理対象物変更の柔軟性 ⑤受入先の事業中止等での対応	3	
	施設の整備・運 営における基 本方針の実現 (施設計画) (14点)	全体配置計画・動線 計画	①配置・動線計画(概略配置動線図、目的別車両動 線分離、歩車分離、その他工夫点) ②修繕時のスペース確保、動線 ③配置/動線上での汚泥再生処理センター(別事業) との連携/協力提案	2	
		屋内配置計画・動線 計画	①見学動線(概略配置動線図) ②一般者の荷降ろし動線・スペース	1	
		構造計画	①建築物構造計画(耐震計画含む)※構造別(S造、 RC造、SRC造等)の色の塗り分け断面図 ②防臭対策 ③騒音・振動対策(居室空間の伝播防止)	2	
		施工計画	①概略工程表、品質/安全管理計画 ②工事中の濁水対策、振動騒音対策 ③廃棄物発生量、土量バランス計画 ④施工上での汚泥再生処理センター(別事業)との 連携/協力提案	2	
		安定・安 全設計	安 定 設 計	①焼却/溶融システム技術的特徴 ②性能曲線とごみ量、ごみ質変動への対応 ③1炉運転時の買電の有無	3
			安 全 設 計	①トラブル事例と技術革新(対策) ②フェールセーフ設計、フルプルーフ設計、フォ ールトレランス設計、インターロック設計、冗 長性設計	2
	長寿命の実現	①主要設備の耐用年数と修繕計画 ※30年間の主要設備修繕計画 ②点検計画、保全計画	2		

項目	大項目	中項目	小項目（提案を求める項目）	配点	
技術 （非価格） 要素審査	施設の整備・運営における基本方針の実現 （運営計画） （13点）	組織計画	①人員配置及び組織体制図 ※添付1参照（経験、資格、正社員比率） ②職員教育（教育/技能伝承、T P M活動、マナー教育、労働災害防止、資格取得支援）とメニュー数 ③新人に対する研修制度/育成方法 ④緊急時、トラブル時等の組織的対応	3	
		運営計画	①トラブル事例と本事業反映 ②労働安全衛生計画（無災害労働時間、労働災害件数、交通事故件数、保全事故件数の数値目標と達成方法） ③火災/事故等からの復旧計画	3	
		搬入管理計画	①受入困難物搬入時の対応 ②トラブル回避・対応 ③安全誘導（計量受付、荷降ろし誘導）	1	
		処理残渣計画	①処理残渣等運搬計画 ②処理残渣資源化等処理計画	2	
		危機回避	①故障強度率、故障度数率、平均修復率時間、平均故障間隔の数値目標と達成方法 ②計画外修繕への対応 ③リスク管理計画 ※セルフモニタリング計画を含む	3	
		事業終了時の引継ぎ	①事業引継ぎ提案 ②事業期間終了後の組合が行う運営計画策定への協力	1	
		施設の整備・運営における基本方針の実現 （事業計画） （7点）	安定運営	①事業収支計画（資本金、保険、劣後融資、利益等の考え方等） ②S P Cと出資会社の協力体制、バックアップ体制（通常時、経営悪化時等）	3
	地域貢献		①地元企業の活用、資材調達への協力（貢献金額） ②運転員、作業員雇用（雇用率） ③情報開示に関する協力	3	
	その他		①その他独自提案	1	
	技術（非価格）要素評価点【合計】				60点
	価格 審査	価格評価点			40点
	総合評価点（技術(非価格)要素評価点と価格評価点の合計）				100点

2. 技術（非価格）要素審査における点数化方法

- (1) 技術（非価格）要素評価点は、事業提案書類の審査項目（中項目）ごとに、次に示す5段階により評価、点数化し、その合計点とします。（小数点以下第3位を四捨五入します。）

評 価	説 明	点 数
A	特に優れている	配点×1.0
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	優れている	配点×0.5
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	要求水準書を満たす程度である	配点×0

- (2) 事業提案書類の審査は、総合評価審査会において評価し、技術（非価格）要素評価点として点数化します。
- (3) 事業提案書類の全部又は一部に記載漏れがあり、適正な評価ができない場合や指定様式の指定枚数を超えて提案した場合は、当該評価項目の技術評価は「E判定」となりますので、ご注意ください。

3. 価格審査における点数化方法

価格評価点は、入札金額（設計・施工業務と運營業務の合計額とし、第3-3-1号様式に記載する金額をいいます。消費税及び地方消費税相当額は含みません。）に基づき、次の式により点数を算定します。

なお、算定式で求める点数は小数第3位を四捨五入した値とします。

【価格評価点の算定式】

$$\text{当該応募者の価格評価点} = \text{配点} \times (\text{全応募者中の最低入札金額} / \text{当該応募者の入札金額})$$

4. 総合評価点の算定方法

「2. 技術（非価格）要素審査における点数化方法」で得られた技術（非価格）要素評価点と「3. 価格審査における点数化方法」で得られた価格評価点を用いて、次に示す算定式により、各応募者の総合評価点を算定します。

【総合評価点の算定式】

$$\text{総合評価点} = \text{技術（非価格）要素評価点} + \text{価格評価点}$$